

「法人設立手続のデジタル完結」、 「公証人による定款認証」について

2022年4月14日

規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーションWG

当連盟の基本的な考え方

「法人設立手続のデジタル完結」、「公証人による定款認証」に対する当連盟の基本スタンスは次のとおり。

1. 「**法人設立手続においても、ユーザインターフェイス/ユーザエクスペリエンスを重視する民間サービスとの連携によってワンストップ化・デジタル完結を進めるという視点が不可欠**」※1。

※1 当連盟（2017.4.24）「法人設立手続のワンストップ化・デジタル完結等に向けた提案」（P7参照）

2. 「**そもそも論として、電子署名を付された電子定款について公証人による認証を必要とすること自体をゼロベースで再検討し、不要とすべき**」※2。また、「**社会全体のデジタル化が喫緊の課題である中、経済社会を支える法基盤である公証人制度全体も、デジタル化に対応する必要**」※3。

※2 当連盟（2021.11.1）「『公証人手数料令の一部を改正する政令案』に関する意見」

※3 規制改革推進会議投資等WG（2021.4.13）における当連盟説明資料「公証制度における対面手続のオンライン化」

当連盟の主張①

- 昨年6月1日の**規制改革推進会議の答申**においては、

公証人の定款認証業務については、定型的な業務が多いのではないが

とあるものの、その続きは

…との指摘があることも踏まえ、会社の設立に係る負担を軽減し、起業促進を図る観点から、定款認証に係る公証人手数料についても見直しを検討すべき

との言及にとどまる。法務省がとるべき実施事項についても、遅くとも2025年度までに

会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる

とあるのみ。

- しかし、**問題の本質は手数料よりむしろプロセスの非合理性**にある。定型的な業務が多いのであれば尚更のこと、**不必要な手続きの排除と、必要な手続きのワンストップ化・デジタル化の普及の徹底が求められる。プロセスの非合理性はP8参照。**

当連盟の主張②

➤ また、同答申において

公証制度は、会社の設立時に必要となる定款の認証や、金銭貸借に関する公正証書の作成など、国民生活の基盤ともいえる重要な手続を多く取り扱っていることを踏まえると、十分にデジタル技術が利活用されているとはいえない状況

にあり、法務省は、

私署証書及び定款の認証に係る一連の手続における利用実態を把握した上で、当該手続におけるデジタルで完結する方式の普及促進のために、利用者の利便性の向上に資するシステム改修や利用者への周知も含めた効果的な方策について検討し、必要な措置を講ずる

とされたことも極めて重要。

➤ デジタル臨時行政調査会で示された「テクノロジーマップ」（P9）や行政手続の「書面・対面規制の方向性」（P10）等も参照しつつ、**法人設立に係る手続全般を検証し、そのワンストップ化・デジタル完結の徹底を追及すべき。また、システムベンダーとのAPI開放に関する密接なコミュニケーションを継続的に行っていくべき。**

当連盟の主張③

➤ なお、同答申においては、

公正証書の作成については、制度上、**デジタル化が認められておらず、書面・押印・対面のいずれもが必要な**手続となっていることから、**制度面からの見直しが必要**

であり、

遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指す

とも指摘されている。

➤ **未だアナログ手続の残る公証事務において徹底的な見直しを行い、それでもなお必要性が認められる手続きについてデジタル完結を推進すべき。(P11・12参照)**

規制改革答申

○「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(2021.6.1) (抜粋)

3. 投資等ワーキング・グループ

(12) 公証制度における書面、対面規制等の見直し

【a：令和3年以降順次措置、b：令和3年度措置、c：令和3年度に工程表を作成し、遅くとも令和7年度までに順次措置】

<基本的考え方>

公証制度は、会社の設立時に必要となる定款の認証や、金銭貸借に関する公正証書の作成など、国民生活の基盤ともいえる重要な手続を多く取り扱っていることを踏まえると、十分にデジタル技術が利活用されているとはいえない状況にある。

私署証書及び定款の認証に係る手続については、平成14年から電子的な認証制度を開始しており、さらに平成31年3月には、嘱託人が公証人の面前で行う必要のある行為について、テレビ電話等を用いてする方法を導入し、手続をデジタルで完結させることを可能とするなど、デジタル化・効率化に向けた取組が順次進められているところである。しかしながら、例えば電子定款の認証手続におけるデジタルで完結する方式の利用率は令和2年において約3%と極めて低い水準となっており、多くの場合、公証人による嘱託人の本人確認や認証済みの電子定款の嘱託人への提供のため、嘱託人が公証役場に出向いている状況にあることから、デジタルで完結する方式の普及促進のための措置を講ずる必要がある。また、公証人の定款認証業務については、定型的な業務が多いのではないかと指摘があることも踏まえ、会社の設立に係る負担を軽減し、起業促進を図る観点から、定款認証に係る公証人手数料についても見直しを検討すべきである。

公正証書の作成については、制度上、デジタル化が認められておらず、書面・押印・対面のいずれもが必要な手続となっていることから、制度面からの見直しが必要である。

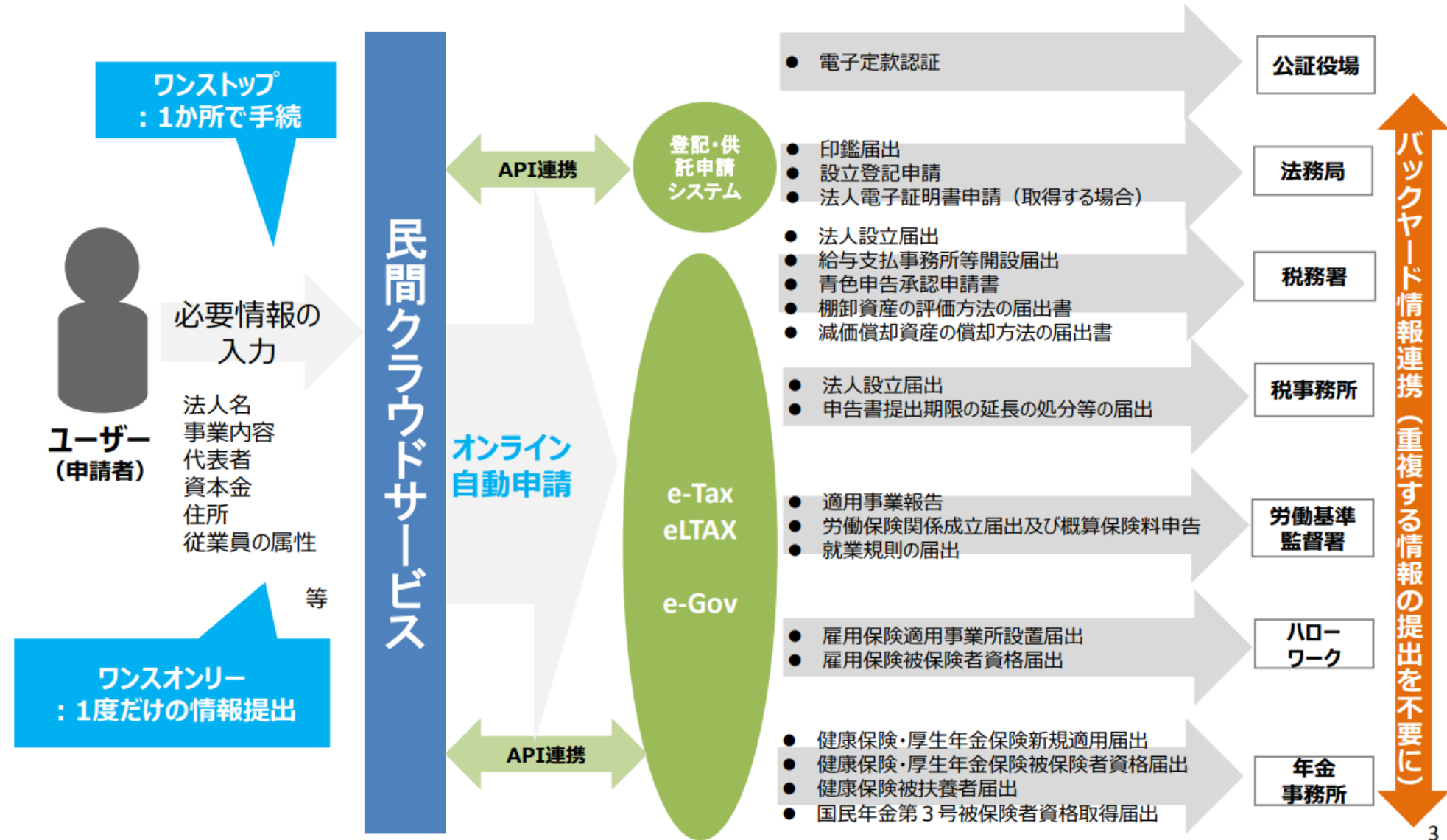
以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである

<実施事項>

- 法務省は、私署証書及び定款の認証に係る一連の手続における利用実態を把握した上で、当該手続におけるデジタルで完結する方式の普及促進のために、利用者の利便性の向上に資するシステム改修や利用者への周知も含めた効果的な方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- 法務省は、会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる。
- 法務省は、遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手続のIT化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されること等を踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。

【参考①】<行政API×民間サービス活用>が実現した場合の法人設立手続

<ワンストップ・デジタル完結のイメージ>



【参考②】公証人による認証は必要なのか

- 日本経済再生本部『法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会』報告書の見解(2018年3月)では、すでに疑義が出されている。
- 定款制度の趣旨・要請を因数分解して、デジタル臨調のデジタル原則による全法令見直しの方針やテクノロジーマップの考え方に沿って、改めて制度を見直すべき。

『法人設立手続の オンライン・ワンストップ化に向けて』(抄) 平成30年5月 法人設立オンライン・ワンストップ化検討会

II. 電子定款に関する株式会社の原始定款の認証の在り方を含めた合理化

2. 具体策と工程

会社法及び公証人法に基づき、現在は株式会社の原始定款について公証人の面前における認証が求められているが、検討会においては、いかなる場合についても公証人による認証が必要か、また「面前」における認証が必要か否かについて議論が行われた。

(1) 真正性の担保（電子署名が付された電子定款の活用）

(略)電子申請は書面申請よりも一段高い真正性の実質的な確保が可能だと考えられる。(略)真正性の担保を理由に、面前・双方向のやりとりを必須とする合理性は無いということが本検討会委員の総意であった。

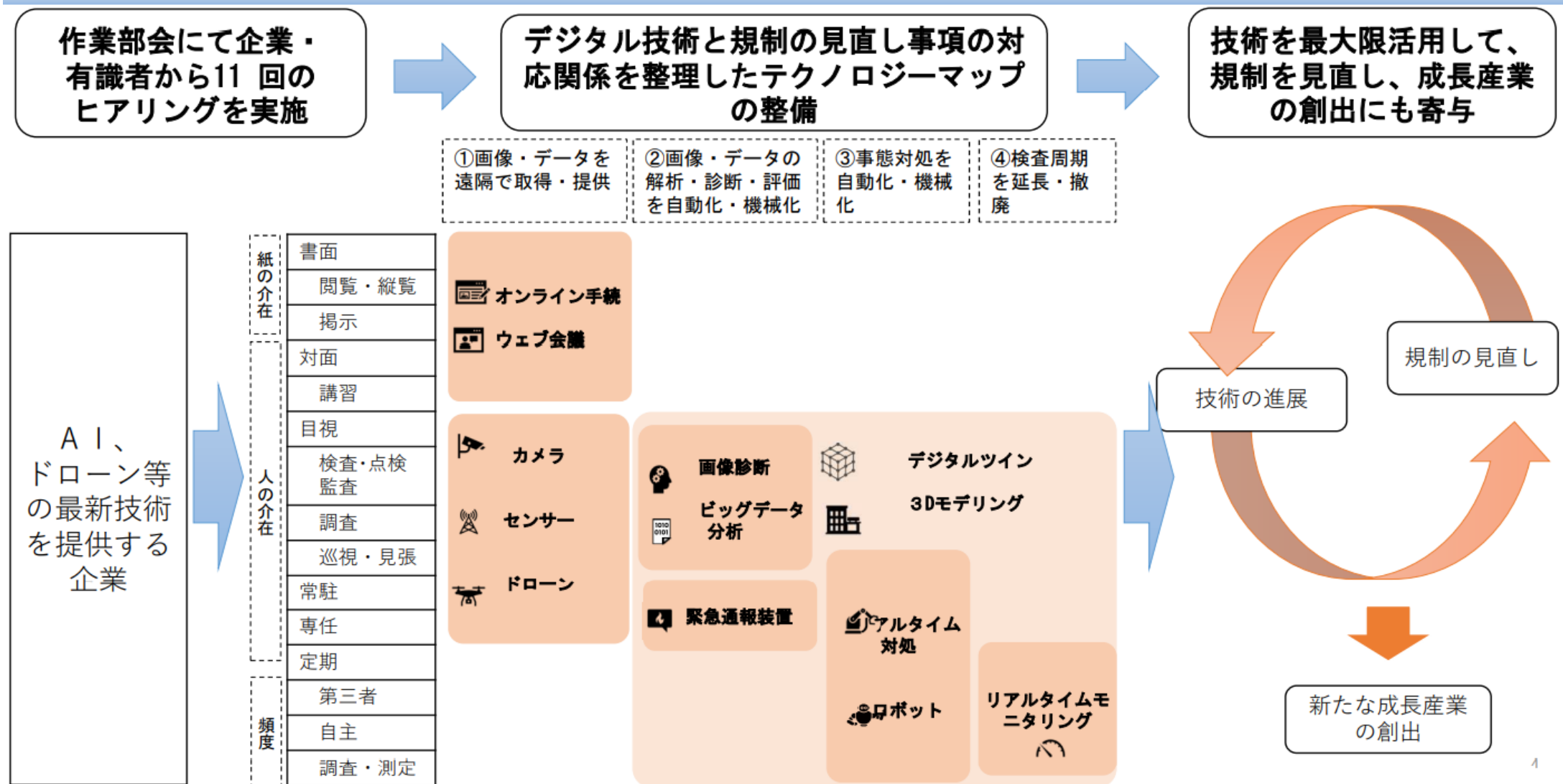
(2) 適法性の担保（モデル定款の採用）

公証人による認証が行われる際に公証人は定款が会社法等の法令違反や無効なものでないことを確認している。これに関し、検討会における議論では、会社法等に基づいて作成された適法なモデル定款に従っている場合は、モデル定款で示された部分については違法・無効となる余地が認められず、またモデル定款中自由記載とされた部分については登記官による審査が行われるため、定款の適法性が担保されるとの指摘があった。

(略)

【参考③】デジタル臨調で示された「テクノロジーマップ」

テクノロジーマップの活用



【資料】第3回デジタル臨時行政調査会（2022.3.30）資料1「デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について」

【参考④】デジタル臨調で示された、行政手続の書面・対面規制に関する方向性 ¹⁰

申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制に関する検討の方向性

経済界要望において、行政手続の書面・対面規制の見直しを求める内容が数多く存在すること等を踏まえ、これらの規制を改めて洗い出し、行政手続のデジタル完結の実現を目指すこととしてはどうか。

PHASE1

紙・人の介在

法令、慣行等により、イ) 行政機関の窓口等での対面かつ書面、ロ) 行政機関に対する①申請・届出など、行政機関からの②交付・通知などが書面

①申請・届出 (民間→行政)
(約2万5千件)

②交付・通知 (行政→民間)
(約1万5千件)

PHASE2

オンライン化

オンライン申請・届出を可とする
「規制改革実施計画」に基づき、
令和7年末までに原則オンライン化方針

オンライン交付・通知を可とする
今後、各省庁に検討を要請

PHASE3

オンライン
利用率の向上

「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組（規制改革実施計画）」に基づき、各省庁に計画策定・公表等を要請

申請に基づかない通知等に関して
プッシュ型送付の仕組み等を検討

※利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

※上記取組で、年間10万件以上の手続については、エンドツーエンドのオンライン完結を要請

+

既存の情報システム（e-Gov等）の活用・充実等により、
エンドツーエンドのデジタル完結とオンライン利用率の向上に向けた取組を推進

PHASE4

デジタル完結の実現

原則として、全ての手続が、行政内部を含めてエンドツーエンドでデジタル化
(行政機関の判断や手続の精緻化・自動化を含む)

【参考⑤】未だアナログ手続の残る公証事務

| 公証事務 | 嘱託/請求手続 | 嘱託人と公証人の 対面の有無 | 交付手続 | 手数料納付 |
|----------------|---------------------------------|-------------------------------|------------------------------|---------|
| 公正証書※1の 作成 | 対面 | 対面 | 書面交付 | 原則対面 |
| 定款・私署証書 の認証 | オンライン可 ※事前に電話・ファッ クスの連絡必要 | 原則対面 一定の場合※2テ レビ電話可 | その場で電子媒体で手 交可 電子送信 | ネットバンク可 |
| 日付情報の付与 | オンライン可 ※事前に電話・ファッ クスの連絡必要 | — | 電子送信 | 原則対面 |

※1 遺言、任意後見、金銭消費貸借契約、保証意思宣明、土地建物賃貸借、離婚、事実実験など

※2 ①必要な添付書類がすべてオンラインで指定公証人に提供されている場合、②必要な添付書類があらかじめ指定公証人に郵送されている場合

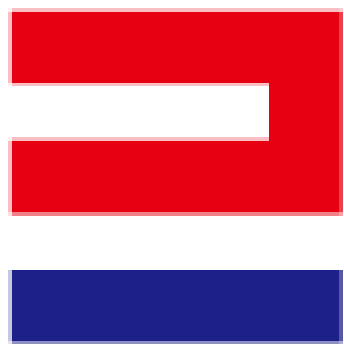
(出典)法務省のHP、日本公証人連合会のHP等の記述をもとに作成

【参考⑥】公証制度のデジタル化に関する当連盟の主張

具体的な要望事項

社会全体のデジタル化が喫緊の課題である中、
経済社会を支える法基盤である公証人制度全体も、
デジタル化に対応する必要がある。

- ①公正証書の作成についても、電子公証制度を構築する。(対面原則、書面原則、押印原則の撤廃)
- ②公証事務の手数料納付の対面原則を撤廃する。
- ③公証事務の嘱託・請求手続きの完全オンライン化を行う。



新經濟連盟

Japan Association of New Economy